

再就職、転職、スキルアップを目指す皆さまへ

求職者支援制度のご案内

無料の
職業訓練

+

就職
サポート

+

月10万円
給付金

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職、転職、スキルアップ (*)を目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方が、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合も、無料の職業訓練を受講できます (テキスト代などは自己負担)

*直ちに転職せずに働きながらスキルアップを目指す方も対象

■ 主な対象者の方は？

給付金を受けて訓練を受講する方

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）

離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など (親と同居している学卒未就職の方など)
在職者	働いていて一定の収入のある方など (フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など)

■ 制度活用の主な要件

(訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(給付金の支給要件)

- ① 本人収入が月8万円以下
- ② 世帯全体の収入が月30万円以下
- ③ 世帯全体の金融資産が300万円以下
- ④ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- ⑤ 訓練実施日全てに出席する（やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合（育児・介護を行う者や求職者支援訓練の基礎コースを受講する者については証明ができない場合を含める）であっても、8割以上出席する。）
- ⑥ 世帯の中で同時に給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- ⑦ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない
- ⑧ 過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない

※①又は②を満たさない場合であっても、本人収入が月12万円以下かつ世帯収入が月34万円以下で③～⑧を満たす場合は、訓練施設への交通費（通所手当）を受給することが可能です。

■ 主な訓練コース（求職者支援訓練）

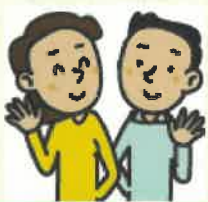
基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員初任者研修科、介護職員実務者研修科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月

※働きながら受講しやすい短期間（1か月程度）の訓練コースもあります（令和6年3月末までの特例措置）

- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練（最長2年）も受講できます

[修了者の声]



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組みました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

コース検索



求職者支援制度の申し込みは、
ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄する
ハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



求職者支援制度が変わります

2023年
4月1日
から

無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら、再就職、転職、スキルアップを目指す「求職者支援制度」は、**2023年4月1日から**以下のように利用しやすくなります。

■ 職業訓練受講給付金の要件を緩和します

職業訓練受講給付金の要件	
世帯収入要件	世帯全体の収入が月25万円以下
出席要件	訓練実施日全てに出席する必要があるが、病気などの証明できるやむを得ない理由による欠席を訓練実施日の2割まで認める

見直し後
2023年4月以降に開始する訓練の受講から
世帯全体の収入が月30万円以下
訓練実施日全てに出席する必要がありますが、育児・介護を行う者や、求職者支援訓練の基礎コースを受講する者については、欠席理由を証明できない場合であっても訓練実施日の2割まで欠席を認めます

■ 通所手当（交通費）の支給対象を拡大します

通所手当の支給対象
職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象者のみ

見直し後
2023年4月以降に開始する訓練の受講から
職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象とならない者についても、収入が一定額以下※で他の支給要件を満たす方は、通所手当を支給
※本人収入月12万円以下、世帯収入月34万円以下

■ 訓練対象者を拡大します

訓練対象者
再就職や転職を目指す方

見直し後
2023年4月以降に開始する訓練の受講申し込みから
直ちに転職せずに働きながらスキルアップを目指す方※も対象
※雇用保険被保険者は対象になりません

求職者支援制度が変わります

2023年
4月1日
から

無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら、再就職、転職、スキルアップを目指す「求職者支援制度」は**2023年4月1日から**以下のように利用しやすくなります。

職業訓練受講給付金の支給要件の緩和

本人収入が月8万円以下
世帯全体の収入が月25万円以下
世帯全体の金融資産が300万円以下
現在住んでいる所以外に土地・建物を所有していない
訓練実施日全てに出席する必要があるが、病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席は訓練実施日の2割まで認める
世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている方がいない
過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定に給付金の支給を受けていない
過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない

改正後 2023年4月以降に開始する訓練受講から

本人収入が月8万円以下
世帯全体の収入が 月30万円 以下
世帯全体の金融資産が300万円以下
現在住んでいる所以外に土地・建物を所有していない
訓練実施日全てに出席する必要があるが、 育児・介護を行う方や、求職者支援訓練の基礎コースを受講する方 については、欠席理由を証明できない場合であっても訓練実施日の2割まで欠席を認める
世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている方がいない
過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定に給付金の支給を受けていない
過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない

通所手当の支給対象の拡大

職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象者のみ

改正後 2023年4月以降に開始する訓練受講から

職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象者 + 職業訓練受講手当（月10万円）の支給対象とならないが、収入が一定額以下*かつ他の支給要件を満たす方については、通所手当のみ支給 ※本人収入月12万円以下、世帯収入月34万円以下
--

訓練対象者の拡大

再就職や転職を目指す方

改正後 2023年4月以降に開始する訓練の受講申し込みから

再就職や転職を目指す方 + 直ちに転職せずに働きながらスキルアップを目指す方* ※雇用保険被保険者は対象になりません
--



ひとくらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

Ministry of Health, Labour and Welfare